MemsONE ソフトウェア使用許諾契約書

一般財団法人マイクロマシンセンター（以下「乙」という。）と○○○○○○（以下「甲」という。）は、乙が使用許諾の権限を有する MemsONE ソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という。）を甲が利用するに当り、次の各条により使用許諾契約を締結する。

（定義）

第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一　「本ソフトウェア」とは、別紙「MemsONE ソフトウェア頒布確認書」に記載のソフトウェアおよび関連資料をいう。

二　「使用権」とは、第３条第２項に定める指定システムにおいて甲が本プログラムを使用する権利および関連資料を使用する権利をいう。

（本ソフトウェアの権利）

第２条　本ソフトウェアに関する著作権等一切の権利は、乙又は本契約に基づき甲に対して使用許諾を行うための権利を乙に認めた原権利者に帰属するものとし、甲は本ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとする。

（使用権の許諾条件）

第３条　乙は、次の各項を条件として本ソフトウェアの譲渡不能かつ非独占的な使用権を甲に許諾するものとする。

２　甲は、本ソフトウェア１ライセンスにつき、任意の１時点において甲の占有する機器１台（以下「指定機器」という。）のみにインストールのうえ使用するものとする。

３　甲は、指定機器を変更する場合、事前に文書により乙に通知するとともに、変更前の指定機器にインストールされた本ソフトウェアを消去するものとする。

４　甲は、いかなる場合にも関連資料を複製してはならないものとする。ただし、電子媒体にて提供される関連資料については、甲は１部に限りこれを印刷物として複製することができるものとする。

５　甲は、本ソフトウェアおよびその複製物を、善良なる管理者の注意をもって使用、管理するとともに、これらを第三者に譲渡、転貸または開示してはならないものとする。

６　甲は、乙の文書による事前の承諾がない限り、本ソフトウェアを改造し、または他のソフトウェアと結合してはならないものとする。

７　甲は、本ソフトウェアをソース・コードに変換するための逆アセンブル、逆コンパイルその他の行為を行ってはならないものとする。

（使用期間および価格等）

第４条　別紙「MemsONE ソフトウェア頒布確認書」のとおりとする。

（免責）

第５条　本ソフトウェアの使用結果およびその運用管理については、甲がその責を負うものとし、その結果生じた甲の損害または第三者からのクレーム等については、乙はその責を負わないも

のとする。
２　不可抗力その他乙の責に帰すことができない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能については、乙はその責を負わないものとする。

（第三者の権利侵害）
第６条　乙の責に帰すべき事由により本ソフトウェアが第三者の著作権または特許権等の権利を侵害した場合は、乙は、乙の判断に基づき、次の各号のいづれかの措置をとるものとする。
一　権利侵害している部分の変更
二　甲が継続使用できるよう第三者から権利を取得

（不正行為等に対する措置）
第７条　甲および乙は、相手方が本契約書記載の各条項に違反する行為を行ったときは、その是正のために必要な措置を講じることができるものとする。

（秘密の保持）
第８条　甲および乙は、相手方の文書による承諾なくして、本契約に関連して相手方から開示された技術上、業務上その他の秘密を、次の各号に該当する場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならないものとする。
一　開示を受けた時点において、既に公知となっているもの
二　開示を受けた時点において、開示を受けた当事者が既に保有していたもの
三　開示を受けた後、開示を受けた当事者の責に帰すことなく公知となったもの
四　開示を受ける前に、正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できるもの
五　書面により事前に開示につき相手方の同意を得たもの

（協議）
第９条　本契約に定めのない事項または本契約の履行に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、円満解決を図るものとする。

（管轄裁判）
第 10 条　本契約に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

平成２３年　月　　日

甲）所在地
国立大学法人　〇〇大学
学長　　〇〇　〇〇

乙）東京都千代田区神田佐久間河岸 67
一般財団法人マイクロマシンセンター
専務理事　　青柳　桂一

別紙

MemsONE ソフトウェア頒布確認書

◆ご提供するソフトウェアおよび関連資料（以下「本ソフトウェア」という。）は次のとおりです。

(1) ソフトウェア

① フレームワーク
② 機構解析
③ プロセス解析
④ ウエストエッチング
⑤ 逆問題解析
⑥ ナノインプリント解析
⑦ ＭＥＭＳ回路シミュレータ
⑧ 材料・プロセスデータベース

(2) 関連資料

・MemsONE 導入手順書
・チュートリアル一式

（注）上記の本ソフトウェア「研究版」の購入者には、別途、「知識データベース」を無償で提供します。

◆本ソフトウェアの頒布価格は次のとおりです。

種　類	1 教室当りのライセンス数	有効期間	単価（円）／1 教室		教室数	頒布代金	
教室版（教育用） （注）機能制限あり	30 ライセンス迄	4 年	一括	800,000			
			分割	220,000/年		年	
						総額	
		1 年	250,000				
	50 ライセンス迄	4 年	一括	1,200,000			
			分割	330,000/年		年	
						総額	
		1 年	350,000				
	1 ライセンス	1 年	24,000				

種　類	ライセンス数	有効期間	単価（円）／1 ライセンス	ﾗｲｾﾝｽ数	使用年数	頒布代金
研究版（研究者用）を新規導入の場合	10 ライセンス迄	1 年	150,000			
	11 ライセンス以上	1 年	120,000			
研究版（研究者用）を更新導入の場合	10 ライセンス迄	1 年	120,000			
	11 ライセンス以上	1 年	96,000			
付帯条件が満たされた場合の更新	一律	1 年	80,000			

(注-1) 本ソフトウェアはDVD-R媒体でご提供します。
なお、教室版は10ライセンス：1媒体、研究版は2ライセンス：1媒体とします。

(注-2) 教室版の機能制限は次のとおりです。
①フレームワーク
・デバイスCADデータの入力ファイル容量の制限（10M）
・マスクCADデータの入力ファイル容量の制限（5M）
・IGES,DXFの入出力機能は利用不可、4面体メッシャの利用不可、曲面系モデリングの利用不可
・生成メッシュデータサイズ：　有限要素節点数　3,000/10,000、　FDTD法格子数　10,000
② 機構解析：　節点数　10,000まで
③ プロセス解析
・マルチプロセス：　4プロセスまで
・ドライエッチング：　装置条件設定のみ
④ ウェットエッチング：　エッチストップ層の利用不可、マスクは上面のみ、マスク頂点数　10まで
⑤ 逆問題解析：　出力マスク寸法の精度向上機能は含まず
⑥ ナノインプリント解析：　FEM節点数　3,000まで、FDTD法格子数　10,000まで
⑦ MEMS回路シミュレータ：　素子数　10まで

(注-3) 更新とは、ライセンス喪失後3か月以内にライセンス再取得した場合を言います。

(注-4) 付帯条件とは、下記「◆研究版購入者へのお願い」の条件を言います。

◆ネットワークライセンスの利用について
ネットワークライセンスとは、導入ソフトの利用がLANに接続された複数のPCで可能となる、同時に起動できる台数を導入ライセンス数で管理するライセンス方式です。この方式により、離れた場所での利用、空きの削減など、導入ライセンスが有効活用できます。
(1)本ライセンスは研究版にのみ適用するものとします。
(2)有効期間は研究版のライセンス期間に準ずるものとします。
(3)LANに接続するMemsONEをインストールしたPCの数で課金するものとします。
頒布価格：　1万円／接続PC1台当たり

種　類	有効期間	単価（円）／接続PC	接続PC数	使用年数	頒布代金
ネットワークライセンス	1年	10,000			

◆本ソフトウェア購入者は次のサポートサービスを受けることができます。
☆教室版購入者
(1) Web掲示板の利用
(2) サポートセンター窓口の利用（インストール時の問題や掲示板では確認できない内容の問い合わせ）

☆研究版購入者
(1) Web掲示板の利用
(2) サポートセンター窓口の利用（インストール時の問題や掲示板では確認できない内容の問い合わせ）

(3) 機能強化版の提供、バグフィックスパッチのダウンロード

(4) その他のサポートについては有償でご相談に応じます。

◆ライセンス申請における注意点

ライセンスの有効期間は、ライセンス発行日から有効期間または使用年数（上記の価格表を参照）間としますが、申請時期に関して次の条件が付加されます。

(1) ライセンスの申請は、契約日から3ヶ月以内にお願いします。契約日から3ヶ月経過後の申請に対しては一律に契約日の3ヶ月後から有効期間または使用年数（上記の価格表を参照）間とします。

(2) 契約日から有効期間または使用年数（上記の価格表を参照）経過後は、ライセンスが無効となり、申請を受けられませんので、ご注意ください。

◆研究版購入者へのお願い

大学等学校教育機関あるいは公益研究機関等が本ソフトウェアの研究版を購入される場合は、当該機関における利用目的（教育・研究）に照らし、廉価でご提供することとしています。

そこで、当該ご購入者におかれましても当センターのMEMS技術の普及促進という目的にご理解を頂き、次のご協力をお願い致します。

(1) 本ソフトウェアの利用責任者を決めて頂き、当センターにご連絡願います。当センターは、本利用責任者を通じて、本ソフトウェアの利用状況等についてお問い合わせさせて頂くことがあります。

(2) 貴法人の研究者が行った研究成果をデータベース化して、当センターに提供して下さい。
なお、提供件数は1ライセンス当り、3件／年（但し、上限はライセンス数に関わりなく10件／年）を目途とします。データ提供の方法については、無償提供する知識DB媒体内に付記します。

(3) 本ソフトウェアを利用した論文等を投稿または発表等するときは、本ソフトウェアを使用した旨、付記して下さい。

(4) 当センターが主催するMemsONE関連イベントにおける講師の引き受けや貴法人の共同研究先または研究グループに対するMemsONEのＰＲ等、当センターが行うMemsONEの普及活動にご協力下さい。

上記 (2) または (4) の条件が満たされた場合は、次期ライセンスの更新料を優遇（12万円／ライセンス→8万円／ライセンス）します。

以上